

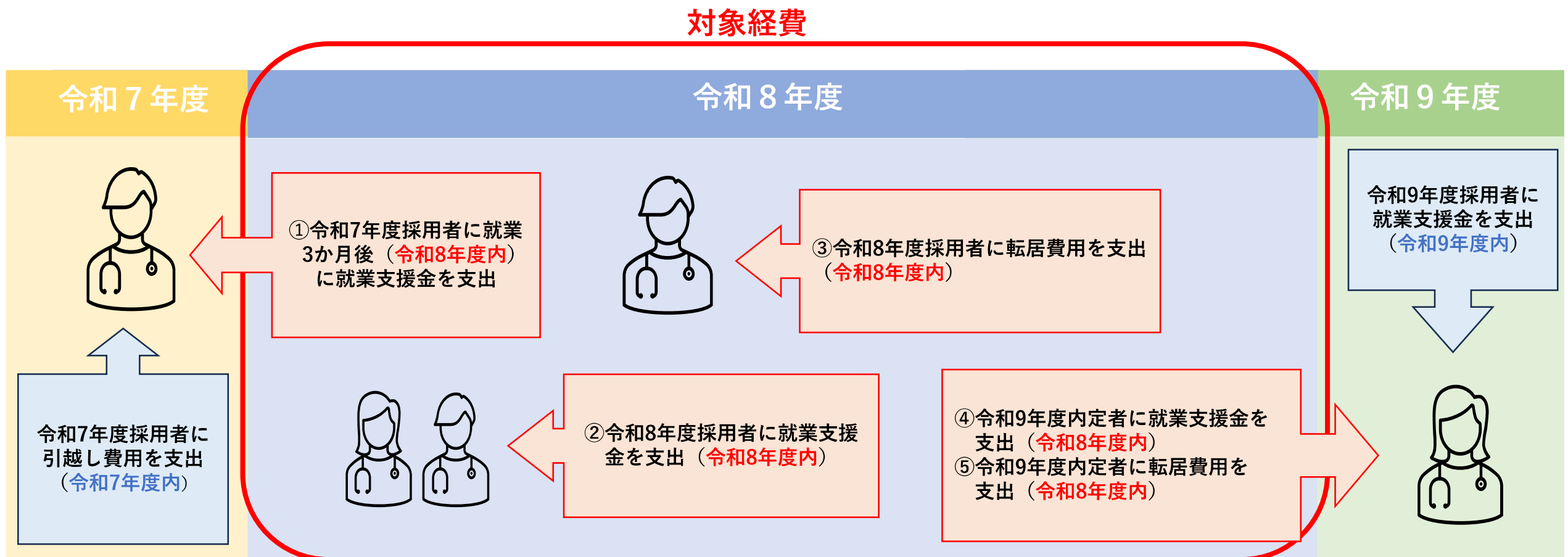
看護師就業促進事業（県外看護師等就業支援金等事業） ～事業概要～

事業内容	県外看護師等の採用の際に支援金等を支給した場合、支給額の一部を補助する。
基準額及び補助金額	20万円(補助基準額上限) × 1／2(補助率) = <u>10万円(1人当たりの補助上限額)</u>
補助対象	病院
支援対象者	次の各号のいずれにも該当する方 ①採用日時点で、県外の医療機関等を離職後1年未満の方(補助事業者と同一法人または同一医療グループの医療機関等を除く) ②夜勤等の交代制勤務に従事するなど、安定的な看護提供体制の確保に資すると認められる方 ③当該施設の社会保険(健康保険及び厚生年金保険等)の被保険者である方 ④採用後2年以上継続勤務する見込みがある方
対象経費	補助事業者が支援対象者のために支出した次の経費のうち、補助年度内に支出されたもの ①就業支援金等(就業支援金、採用支度金等の金銭給付) ②転居費用(転居に要する費用、赴任旅費等) ③その他知事が認める経費 各号に掲げるもののほか、県外からの就業に資する経費。ただし、次に掲げる経費は対象外とする。 求人広告費、通常の給与・賞与、有料職業紹介事業者に支払う紹介手数料
対象人数	230人

看護師就業促進事業（県外看護師等就業支援金等事業） ～対象となる事例～

○ 補助事業者が支援対象者のために支出した次の経費のうち、補助年度内に支出したもの

➤ 支援対象者の採用年度は問わず、支出した時点が**令和8年度内**であれば、対象経費になります。

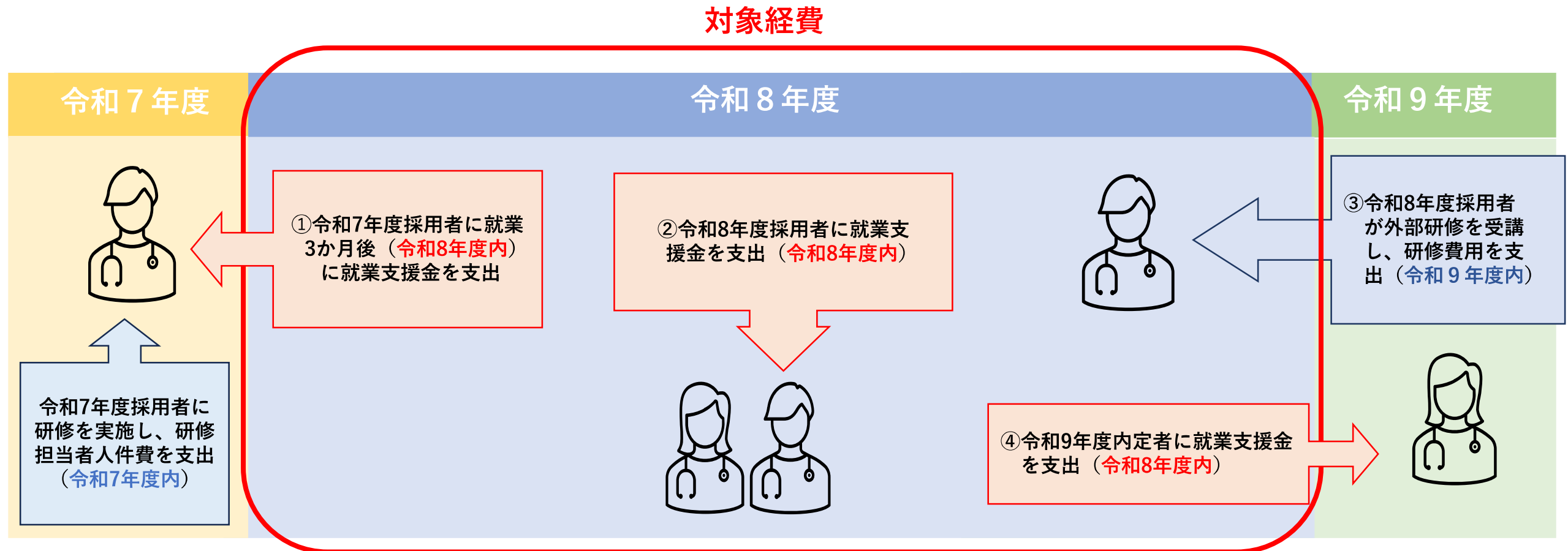


看護師就業促進事業（潜在看護師等就業後継続支援事業） ～事業概要～

事業内容	柔軟な勤務体制整備を推進するとともに、潜在看護師等を採用後、知識・技術に関する研修等で就業後も継続的に支援した場合に、研修等に係る経費の一部を補助する。
基準額及び補助金額	10万円(補助基準額上限) × 1／2(補助率) = <u>5万円(1人当たりの補助上限額)</u>
補助対象	医療機関
支援対象者	次の各号のいずれにも該当する方 ①潜在看護師等である方 ②看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第33号)第16条の3第1項に規定する、離職時届出を行っている方 ③採用後、3か月程度の間、研修計画に基づき研修が実施された方。(ただし、計画された研修が年度内に完了しない場合であっても、交付申請時点において研修中である者は、支援対象者とする。) ④採用後1年以上継続勤務する見込みがある方
対象経費	補助事業者が支援対象者のために支出した次の経費のうち、補助年度内に支出したもの ①就業支援金等(就業支援金、採用支度金等の金銭給付) ②転居費用(転居に要する費用、赴任旅費等) ③研修費用(支援対象者の研修に要する費用(人件費を含む)) ④その他知事が認める経費 各号に掲げるもののほか、潜在看護師の再就業に資する経費。ただし、次に掲げる経費は対象外とする。 求人広告費、通常の給与・賞与、有料職業紹介事業者に支払う紹介手数料
対象人数	120人

看護師就業促進事業（潜在看護師等就業後継続支援事業） ～対象となる事例～

- 補助事業者が支援対象者のために支出した次の経費のうち、補助年度内に支出したもの
 - 支援対象者の採用年度は問わず、支出した時点が令和8年度内であれば、対象経費になります。

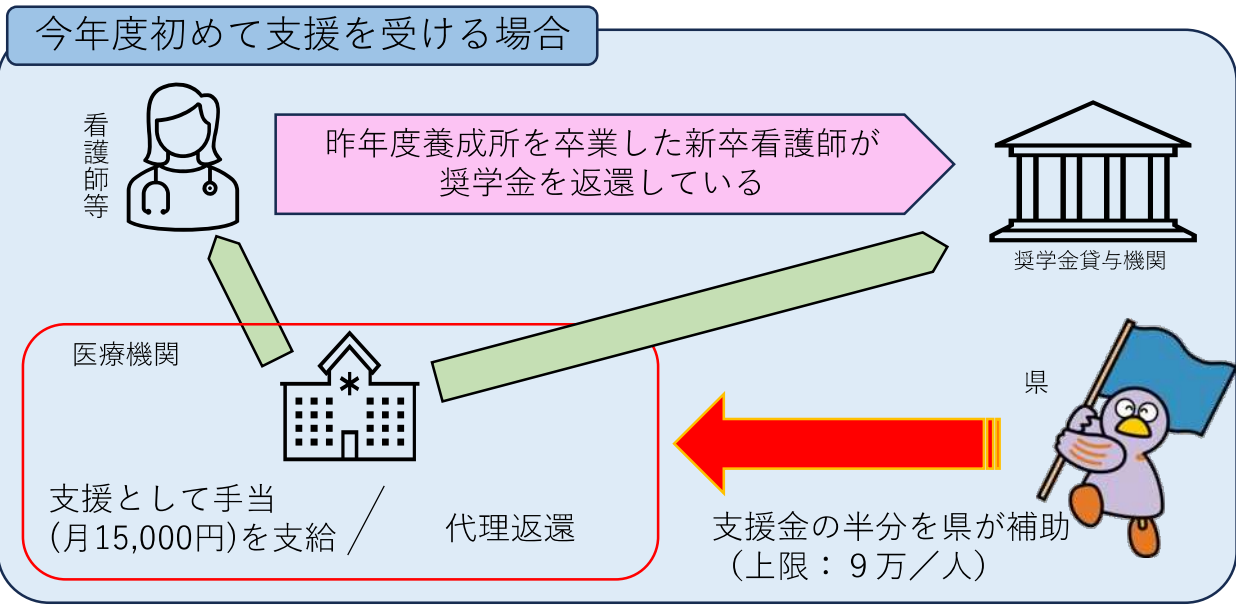


看護師等奨学金返還支援事業　～事業概要～

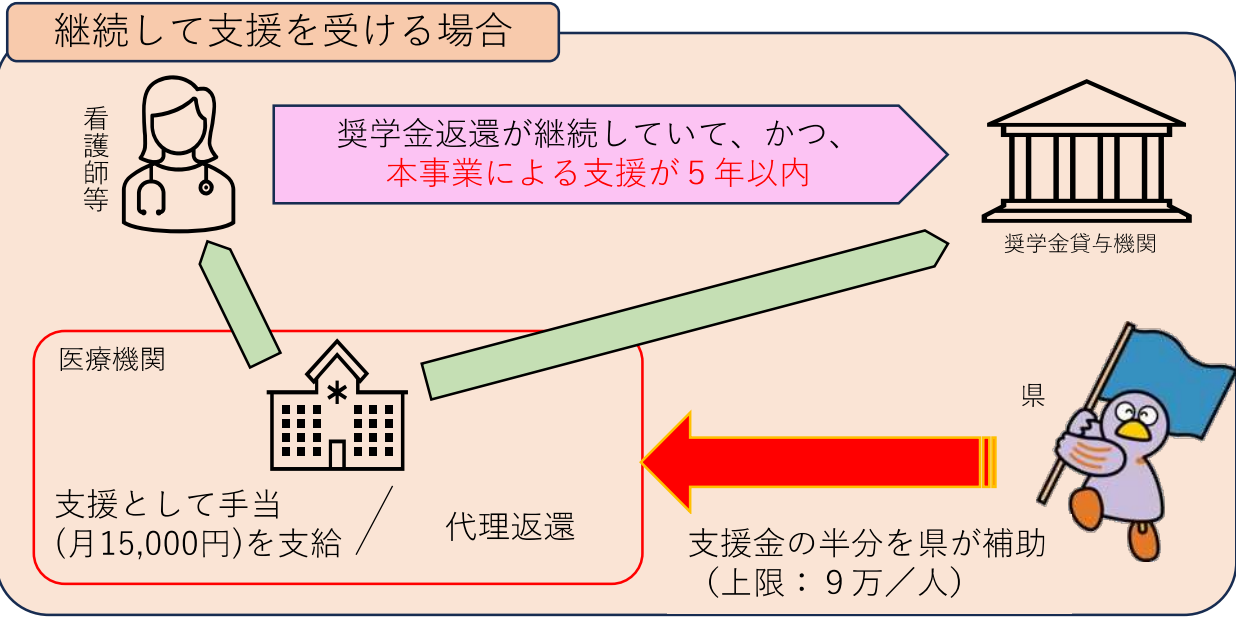
事業内容	医療機関が新卒採用看護師等の奨学金返還を支援する場合、県がその一部を補助する。
基準額及び補助金額	18万円(補助基準額上限)※月15,000円　×　1／2(補助率)　＝ <u>9万円(1人当たりの補助上限額)</u>
補助対象	医療機関を運営する法人等であって、常時使用する従業員数が100人を超えるもの
支援対象者	次の各号のいずれにも該当する方 ①貸与型奨学金等を返還中の方 ②次の各号のいずれかに該当する方 (1)看護師等養成所を卒業後3年以内(当該年度を含めて過去3年度以内に卒業した方) または県外の医療機関を離職後1年以内の方で、看護師等として補助事業者の運営する医療機関へ勤務する方 (2)前年度に本事業の支援を受けた方 ③当該施設の社会保険(健康保険及び厚生年金保険等)の被保険者である方 ④本事業及び埼玉県中小企業等奨学金返還支援事業による支援期間の合計60か月(5年)以内の方
対象経費	補助事業者が支援対象者のために支出した次の経費のうち、補助年度内に支出したもの ①奨学金返還支援のために支援対象者に支給する手当 ②奨学金の貸与機関に対し、支援対象者の奨学金返還金として直接支出する経費
対象人数	100人

看護師就業促進事業（奨学金返還支援事業） ～対象となる事例～

今年度初めて支援を受ける場合



継続して支援を受ける場合



【看護師等奨学金返還支援事業の対象となる奨学金の区分について】

奨学金種別・貸与団体		奨学金返還支援制度の対象
貸与型奨学金	日本学生支援機構	○
	埼玉県 自治体	
返還免除型奨学金 (一部免除を含む)	県内の貸与団体	×
	県外の貸与団体	○

※ 複数の奨学金を借りている場合は、上表により本事業の対象となる奨学金分のみ補助対象となる

いわゆる「紐付き奨学金」
(県内の貸与団体が貸し与えたもので就労により返還が免除される制度のあるものに限る) は支援の対象外になりますので
ご注意ください。

